

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高 島 市 長

市町村名 (市町村コード)	高島市 252123	
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ地域 小中地区 (小中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻栽培が中心。
- ・中山間地域であり、傾斜地が多く、農地の保全に労力を要する。山側については獣害被害への対策も必要。
- ・農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。
- ・所有地で飯米目的の耕作を続ける者は、可能な限り耕作を続ける意向があるが、今後の農地の利用についてまだ決めていない方が多い。
- ・地区内人材に限界があり、今後は他集落からの入作や新規就農者等の参入を期待する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・土地の条件が悪く(排水不良、降雪、日照不足等)、水稻以外の作付けに向かない。現在の水田活用としての作目では収量・品質的に十分な結果は得られていない。
- ・今後は新品種や栽培方法も研究し、収益性を向上させる。
- ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手確保、農地利用について検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・新たな担い手を確保できた際には、農地中間管理機構を通じた農地の賃借を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
・集落内の農業従事者が少なくなり、施設の維持は困難な状況になってきている。他地域の取り組みも研究し、できる内容を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害の防止に向け、集落による環境点検を定期的に行う。
 ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み、農道や水路等を共同活動により保全する。
 ⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。